

# 養護施設とその社会的背景

## —養護施設の設立目的の考察を中心に—

大 友 昌 子

養護施設の設立をめぐる問題については、その設立と廃止を示す適切な資料を見出し難いところから、また成立事情の多様性から考察がむずかしい側面をもつが、ここでは、昭和40年に発行された「全国社会福祉名鑑」(厚生省社会局、児童家庭局監修、福祉新聞社編)を手がかりに、養護施設についての記述を中心として、その成立事情を整理・検討していくこととする。

### 1. 養護施設の設立年について

第1表は「全国社会福祉名鑑」の記述をもとに、養護施設の設立年について整理したものである。

昭和39年現在存立する養護施設549、うち設立年代の不明のもの15施設を除く534施設の設立年代別分布である。

施設数は、近年急速に増加し、なかでも昭和20年

第1表 昭和39年現在存立する養護施設の創立年および公立・私立別一覧表

年	私立	公立	合計	年	私立	公立	合計	年	私立	公立	合計
明治 7	1		1	大正 1	3		3	昭和 1			1
8	1		1	2				2	1		1
9				3				3	5		5
10				4	2		2	4	4	1	5
11	1		1	5	1	(1)	2	5	4		4
12	1		1	6				6	4		4
13	2		2	7				7	6		6
14	1		1	8	3		3	8	11		11
15				9	2		2	9	6		6
16	2		2	10	2		2	10	5		5
17				11	2		2	11	2		2
18	1		1	12	6		6	12	5		5
19	3		3	13	5		5	13	2	1	3
20				14	5	1	6	14	4	(1)1	6
21				15	4		4	15	4	1	5
22	4		4					16	4		4
23	3		3					17	3	1	4
24								18	1	1	2
25	3		3					19	2		2
26	1		1					20	33	3	36
27	1		1					21	42	12	54
28	1		1					22	22	4	26
29	2		2					23	21	6	27
30	1		1					24	18	(2)2	22
31	2		2					25	28	5	33
32	4		4					26	18	5	23
33	8		8					27	17	(1)4	22
34	4		4					28	14	6	20
35	1		1					29	9	3	12

年	私立	公立	合計	年	私立	公立	合計	年	私立	公立	合計
昭和 36	1		1					昭和 30	16	3	19
37	3		3					31	12		12
38	4		4					32	8	2	10
39	10		10					33	4		4
40	1		1					34	5	4	9
41	1		1					35	1		1
42		2	2					36	5		5
43	1		1					37	3	1	4
44								38	3		3
45	3		3					39	1		1
								計	466	68	534

注 1. ( )内は公・私判断のつかないもの。

2. 「全国社会福祉名鑑」より作成。

より 25 年の間に 198 施設が設立されており、第二次大戦後の戦争被災児の急増を裏づけている。全体として、昭和年代にはいってから設立されたものが多いが、昭和 30 年度までの設立数を境に、それ以後の増加はぶつっている。また、明治年代の設立になるもの 74、大正年代の設立になるもの 37 で、これらすべてが児童保護施設として発足しているわけではないが、大正 13 年末調査による全国育児院調査によると、明治年代設立の施設数 109、大正 13 年末現在の施設数 123 (第 2 表) で、明治年間に設立された育児院のいくつかが、今日も続いていることを示している。

ただし、これらの数字は昭和 39 年度現在存立する施設の数を基準としているので、昭和 39 年度以前に設立または廃止された施設については不明である。従って、この表にあらわれた数字が、そのまま設立施設数と同一ではないことをあらかじめことわっておきたい。

第 2 表 全国育児院 (大正 13 年 12 月末調) の設立年

設立年	施設数	設立年	施設数	設立年	施設数
M 7	1	17	1	27	3
8		18	1	28	2
9		19	3	29	3
10	1	20	1	30	1
11	1	21		31	4
12	3	22	2	32	10
13	2	23	1	33	9
14		24	1	34	9
15	1	25	2	35	5
16	1	26	3	36	3

設立年	施設数	設立年	施設数	設立年	施設数
M 37	8	T 1	3	T 10	
38	5	2	1	11	3
39	10	3	1	12	1
40	4	4	1	13	
41	1	5	2	不 明	1
42	3	6			
43	4	7			
44		8			
45	1	9		計	123

注 1. 「日本社会事業年鑑」(大正 15 年版) より作成。

2. 施設数 123 のうち、市立 1、私立 122 である。

次に公立・私立別をみると、私立施設数が公立施設数をはるかにうわまわっており、設立時点における私立施設は、全体の 85% 強を占めている。また公立施設は明治、大正年代には殆んどみられず、明治 42 年に設立された東京市養育院の虚弱児収容施設である東京都安房児童学園が初めて、昭和 10 年代からわずかづつ増えている程度である。そして昭和 21 年より 30 年にかけて、最も多く設立されているが、それでも、この間、私立の施設数 238 に対し、公立施設は 53 に留どまっている。

これは児童施設が私立施設の中心的存在をなしてきたことを示すとともに、児童施設については民間の社会事業、篤志家に負うものが大であることを物語っている。

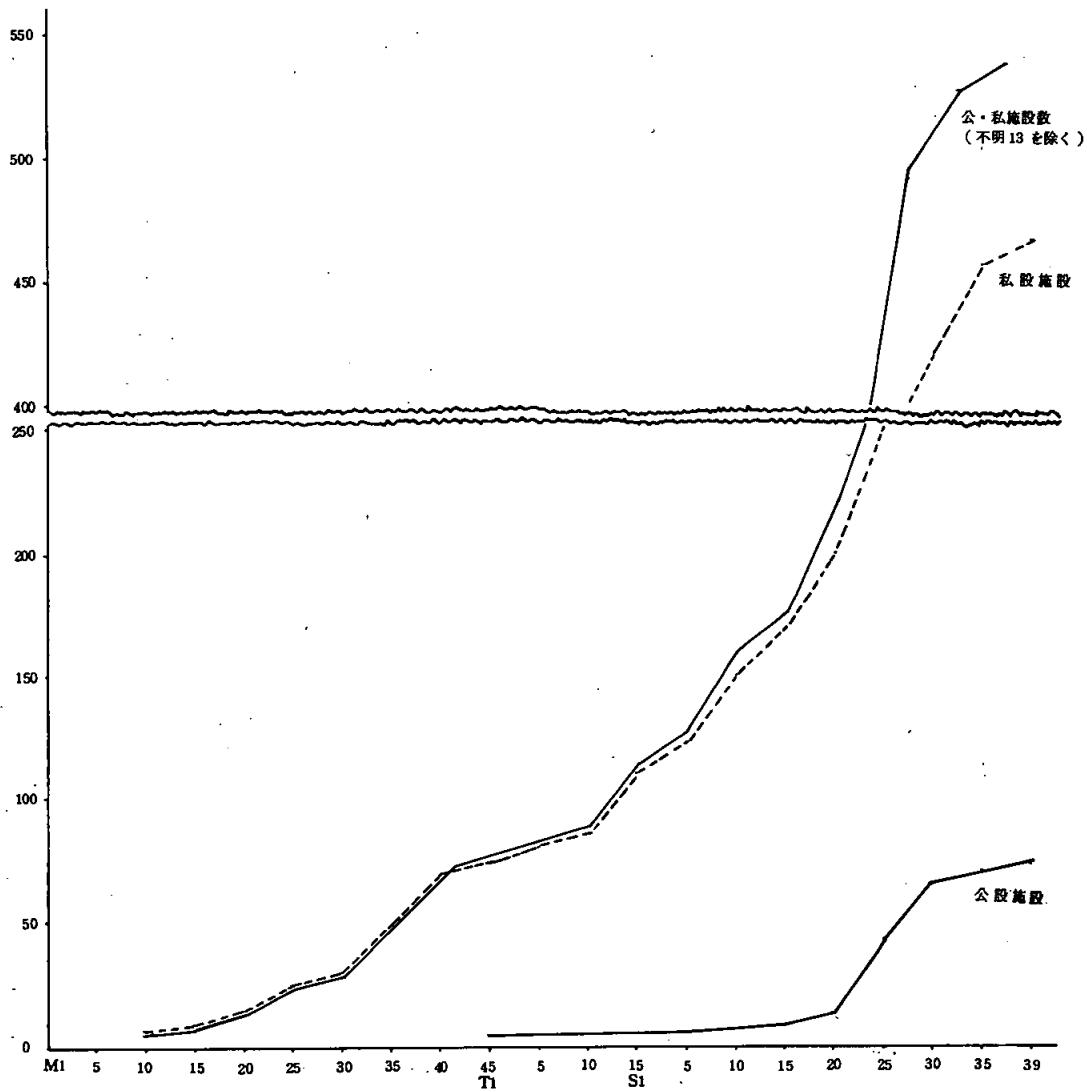
なお、施設設立の過程をみていくと、今日公立施設

となっているものでも設立当初は私人の手になるもので、途中で公立に代わっているもの、あるいは設立当初公立施設であったものが民間に譲渡委託されて、私立に代わっているものがいくつかある。また養護施設の設立年は、施設の事情により、児童の収容を開始した時点、収容施設として整った時点、法により施設と

して認可された時点等いずれをとるか、今後詳しく検討する必要があることを付記しておく。

第1図は第1表を5年ごとにまとめてグラフに示したものである。公立、私立別の伸びとその年代との関係をみる便宜のため挿入した。

第1図 昭和39年現在存立せる養護施設の設立年推移



注 「全国社会福祉施設名鑑」より作成。

## 2. 児童施設の設立目的の分類について

昭和39年現在存立する養護施設の創立年代及び、その公・私別は上に述べたとおりであるが、次に収容対象児の状態に着目して、設立目的ないし設立事情を分類してみた。分類の適否、粗密については、異論もあると思われるが、時代、社会環境を基盤として成立する施設の状態を見るための一方法として、その沿革の記述の中から設立目的を引き出し、字義に即してその項目を、次のように①から⑯までに分類してみた。

- ① 自然災害、台風、地震、凶作、洪水による孤児・不遇児
- ② 非行児、性行不良児、感化事業、教護事業、司法保護団体による少年保護、免囚保護等
- ③ 心身障害児、虚弱児、不具児等
- ④ 貧児・孤児、棄児、孤児院等
- ⑤ 育児・養老、育児院、育児施設等
- ⑥ 家庭環境に恵まれぬ児童、家庭破綻、崩壊家庭の児童等
- ⑦ 要養護児、要保護児、不遇児童、環境上養護を必要とする児童
- ⑧ 児童福祉法による設立、養護施設として設立、生活保護法による児童収容施設
- ⑨ 戦争による孤児、浮浪児、引き揚げ孤児、集団疎開のできぬ子等
- ⑩ 保育所、託児所等
- ⑪ 被虐待児、児童虐待防止法による該当児
- ⑫ 水上生活者、漁業に従事するものの子弟
- ⑬ 総合施設、隣保事業、セツルメント、社会教育施設、職業補導、貧児教育等
- ⑭ 母子保護、妊娠婦保護、母子世帯等
- ⑮ 里子預り
- ⑯ 施設卒業生のアフターケア
- ⑰ 乳児施設、幼児施設等
- ⑯ その他
- ⑯ 判断できず分類できないもの、不明

各々の分類は相互の相違と関連が明確ではないが、資料の性質に制約され、明確な分類ができなかったことを付記し、分類整理にあたって注意した諸点を次に示す。

1. 「名鑑」中に使用している言葉の表現を尊重して整理した。従って、収容児童の性格が同一のものでも、表現が異っている場合は、別種項目となつた。

2. 一施設の記述の中に2~3の項目にわたる児童が収容された場合は、表現どうりのことばで数項目に分類したので、分類総数と施設総数は一致しない。

3. 分類項目の中には、対象児童の性格そのものを示す項目と施設の名称による項目とかまざっているが、資料の表現をいかすため、そのままにした。以上の方法で分類した施設の設置目的別項目を5年ごとに区切って、年代別推移をみたのが第3表である。各々の項目と年代との関係を次に検討してみる。

### ① 自然災害による孤児、不遇児の収容施設

統計にあらわれた11施設のうち、7施設が明治年間に設立されている。これらは、育児院として最も初期に設立された浦上養育院（M7年）を始めとし、地方飢餓、濃尾大震災、東北三陸地方の大津波、東北地方の大凶作の惨状を救済する目的で設立されたものである。大正年間設立のものは、関東大震災による困窮者、罹災者の救済に始まるもので、昭和年代のものは、漁獲の低下等による漁村の状態に対応して設立されたものである。

### ② 非行児、性行不良児の収容、感化、教護事業の実施を目的とする施設

児童保護に関する各種社会事業のうち、感化事業は相当早くより一般の注意を喚起し、明治、大正、昭和と各年代に平均して設置されている。明治13年の刑法では、少年及聾啞者の犯罪は不倫罪として罰することなく、懲治訓育するため懲治場を設けることになっていた。明治33年制定された感化法では、府県立感化院の設置が促され、訓育主義制度が実施されることになった。大正年間設立のものは、大正11年制定の少年法によるもので、今日ある養護施設は、昭和24年の少年法の改正で民間での感化、教護事業が廃止となるにあたり、養護施設へと転換したものが多い。戦後は、戦災孤児、浮浪児、家出児など、あるいは社会の混乱の中に非行化していく児童をみるにしおびず保護を開始している。

### ③ 心身障害児、虚弱児、不具児の収容

この表にみられる数は、設立後、養護施設へ転換したもの数であるから、設立当初よりの性格をそのままに存立している施設は数多くある。ただし、児童保護施設の初期においては、不具児あるいは虚弱児のみを収容対象とするのでなく、明治36年設立のひまわり園のように心身障害児と棄児の収容を同時にう形態をとるものが多くあった。養護施設へ転換したも

第3表 創立時の設置目的別×年代別

設置目的 年 代	①不 遇 災 害 等 による 孤 児	②教 護 事 業 等 非 行 児	③心 不 具 身 障 害 等 児	④棄 児 等 貧 児	⑤育 児 施 設 等 児	⑥家 庭 児 童 環 境 に 應 じ る 崩 壊 ぬ	⑦要 養 護 児 要 保 護 児	⑧兒 童 保 育 施 設 法 によ る 生 活 吸 取	⑨浪 兒 争 引 揚 孤 児 浮	⑩保 育 所 託 児 所	⑪被 虐 待 児 被 虐 待 児	⑫水 上 生 活 者 の 漁 子 弟 に	⑬從 事 上 生 活 者 の 農 業 業 者 に	⑭母 子 保 護 母 子 世 帯 妊 産 婦 保	⑮里 子 預 り	⑯一 ヶ ア 施 設 卒 業 生 の ア フ タ	⑰乳 児 施 設 ・ 幼 児 施 設	⑲そ の 他	⑳不 明	合 計
	M 1 ~ 5																			
6 ~ 10	1			1															2	
11 ~ 15				4		1											1		6	
16 ~ 20				2	1													1	4	
21 ~ 25	2			3	1												2	1	9	
26 ~ 30	1			2			1		1										5	
31 ~ 35	1	4	2	4	7					1							3		22	
36 ~ 40	2	1	2	5	5	1	1		4		1						1	1	24	
41 ~ 45		2	1	1													2	2	8	
T 1 ~ 5		1		2	1									1				1	1	7
6 ~ 10		1		1	1								3	1					7	
11 ~ 15	2	9	1							1	1	1	2				1	2		20
S 1 ~ 5		4		2	1					1		4	2	1			1	1		17
6 ~ 10		5	2	7	3	1	2		6	2	1	2					4	1		36
11 ~ 15		5	2	2		1	1	1	2		1	2	1					2		21
16 ~ 20		7	1					1	30	1		1		1				5		47
21 ~ 25		11	3	12		3	6	14	84	3	1		4	1	3	1	7	4	12	169
26 ~ 30	2	1	2	3		7	13	30	17	3	1	1	1		2	2		1	15	101
31 ~ 35		2		1		4	9	8	3	1		1				2			9	40
36 ~ 39		2				1	5	4		1		1						1		15
計	11	55	16	52	20	19	38	58	140	20	6	11	17	5	5	5	8	27	47	560

注 「全国社会福祉名鑑」より作成。

のには、虚弱地施設あるいはろうあ児施設として発足しているものがある。

#### ④ 貧児・孤児・棄児等の収容、孤児院の設立

明治各年代に平均して設立されているが、明治31年より40年の10年間には9施設、育児院設立とあわせると21施設が設立されている。明治27年の日清戦争、明治38年終戦となった日露戦争の戦災による影響である。第2表でもみられるように、育児院はこの10年間に67施設設立されている。戦後昭和21年より25年の間に設立されたのは12施設で、これも第二次大戦後の戦災を施設設立の契機としている。

「孤児院」という名称は、児童施設を表現する言葉として長くつかわれたので、この項目に施設数が比較的集中した。

#### ⑤ 育児・養老施設および育児院の設立

「孤児院」とともに、児童施設を表現するのに「育児院」という名称が使用される。両者の間の収容児童の性格にとくに差異は認められないが、「育児院」の使用は、年代的にみてやや遅れている。そのピークは明治36年より45年までの10年間で、日露戦争による戦争被害とみられる。また、養老・育児事業として、老人と児童の両者をその収容保護対象とする施設があり、「育児院」と称していても、内容は養老、育児を行っている施設もあって、収容対象種別が未分化であったことを示している。

#### ⑥ 家庭崩壊、家庭破綻による要養護児施設

この種の施設設立の年代は、昭和26年より35年の10年間にピークがある。戦後、戦災孤児・浮浪児等の収容保護に続く、児童をとりまく環境悪化の1要因を示している。どの年代にも家庭崩壊、家庭破綻による要養護児童は存在したと思われるが、昭和26年以後、これを原因とした施設設立がなされていることは、収容対象児童の質的变化として、すでに多くのところで指摘されている点と一致している。

#### ⑦ 要養護児、要保護児、環境上養護を必要とするものの収容施設

「要養護児」「要保護児」という表現は、表にもあらわれているように、第二次大戦後に多く使用されている。この表現は、これまでの貧児、孤児、あるいは家庭環境の悪化により保護が必要となった児童の総称ともいえるので、対象児童の性格は、極めてつかみにくい。ただ、第二次大戦後の収容対象児童の性格が、その要因において従来より多様化、複雑化しているこ

とをこの言葉が示しているといえよう。

#### ⑧ 児童福祉法による養護施設の設立、生活保護法による児童収容施設の設立

この表現は、多く公立施設において使われており、施設不足を痛感して、あるいは地域社会の要望が高まって市、町、村等地方自治体の議決を経て成立しているものが多い。従って成立時期は第二次大戦後に集中している。

#### ⑨ 戦争による孤児、浮浪児、引き揚げ者の収容を目的とする施設

昭和39年現在存立する養護施設の25%強は戦災児童の収容に始まるものである。設立のピークは昭和20年より昭和25年に集中しているが、中でも、昭和20年、21年の2年間に、63施設が設立されている。設立といっても、その始まりは、2、3人の孤児・浮浪児を篤志家がみるにみかねて自宅に収容するといった形をとるものが多く、教会や寺などの多くも、戦災孤児・浮浪児の救済にたずさわっている。引き揚げ船中の孤児の収容、また戦後混乱期を脱したところでは、混血児をその保護対象とする施設も成立している。

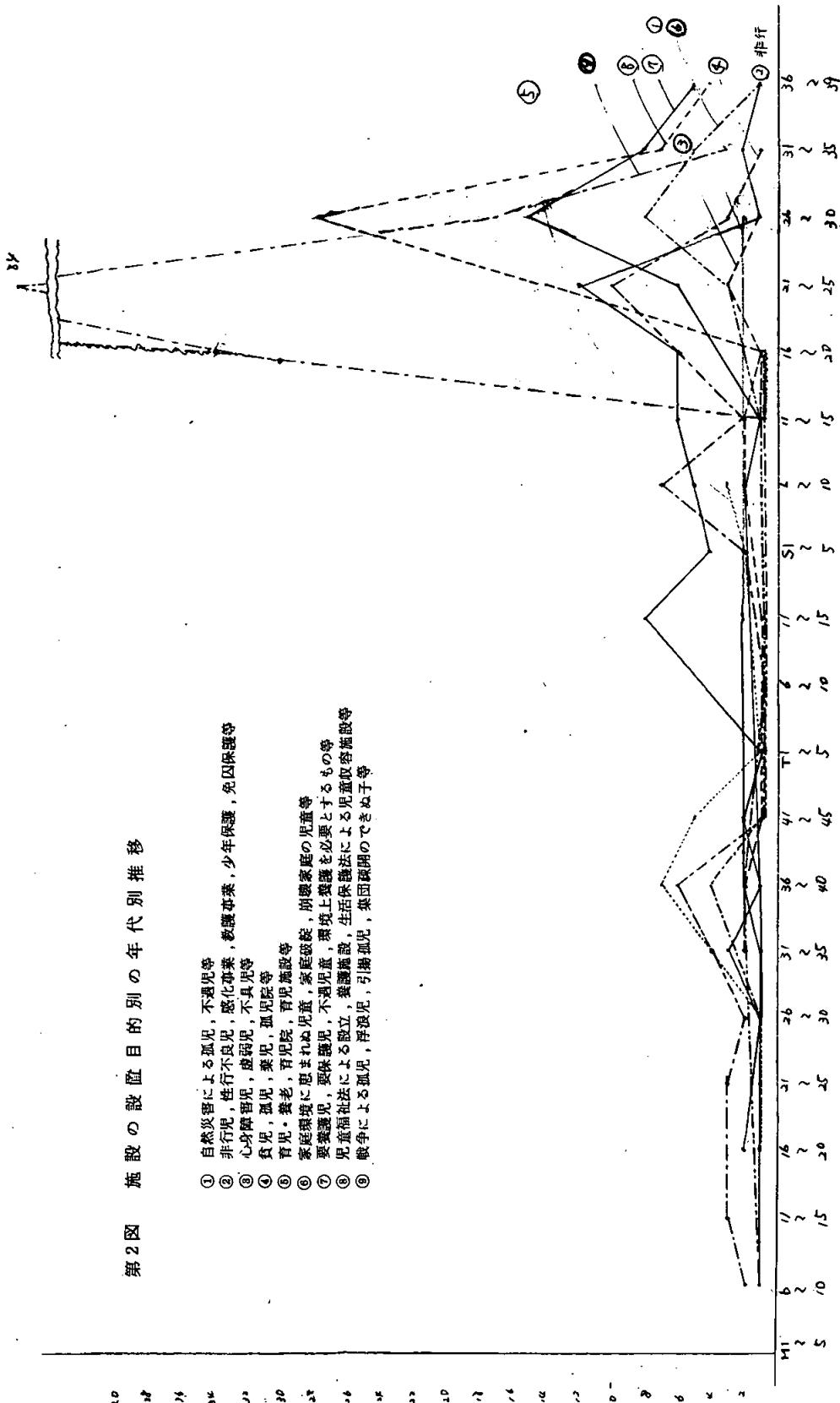
明治36年から40年にかけて成立している施設は、日露戦争による戦争犠牲児童の収容保護を目的としたものである。

#### ⑩ その他、昭和39年現在存立する養護施設の創立時の設立目的は多種多様であって、保育所、託児所が養護施設へ転換したもの、セツルメント、隣保事業の中の一つである児童施設が独立したもの、里子預りが養護施設へと発展したもの、乳児・幼児施設が児童の成長とともに養護施設を併設したものなどがある。また水上生活者、漁業に従事するものの子弟が軽の移動によって義務教育も十分にうけられず、長欠児童がなくならない事態を改善すべく設立されたのが水上学校で、これは昭和年代にはいってから、港湾をもつ東京都、大阪市内の河川、神戸港、名古屋港等の付近に設立された。その他瀬戸内海に面する漁民部落の船住者の子弟のためにも収容施設が設立されている。

隣保事業、セツルメント、社会教育のための総合施設は貧民・細民地域に開設されたもの、その他農村隣保事業がある。これは児童保護、施療、託児所、職業補導などを中心に一般住民の教化向上をも目的としており、大正7年の米騒動後に成立したセツルメント活動等がある。

以上、設置目的分類別に従って 概括的に検討してきたが、そのうちの9項目をグラフにしたところ次の

第2図 施設の設置目的別の年代別推移



注 「全国社会福祉施設名鑑」より作成。

全体として第二次大戦後、昭和21年より昭和30年の間に設立のピークがあることは図表からも読みとれるが、施設の設立目的別にはわずかであるが差異が認められる。

①自然災害による孤児、不遇児の収容保護は、数も少いながら、年代別に大きな変動をみせてはいない。②非行、性向不良児、感化・教護事業は明治中期より継続的に設立されているが、第二次大戦後の昭和21年～25年に第一のピーク、大正11年～15年に第二のピークをもっている。③心身障害児、虚弱児、不具児を収容する施設にも大きな変動はない。④貧児・孤児、棄児の収容および孤児院の設立は明治初年代より各年度設立されているが、明治36年～40年、昭和6年～10年、昭和21年～25年にピークをもつ。⑤育児・養老施設、育児院の設立は明治36年～45年にピークがあり、孤児院の設立より若干年代の進んだところに設立が集中している。⑥家庭破綻、崩壊による児童の保護を目的とする施設は、第二次大戦直後よりはむしろ、戦後混乱期をすぎて、社会情勢が安定し始めた昭和26年以後に多く設立されている。この項目と次の⑦要養護児、要保護児、環境上養護を必要とするもの等の項目、⑧児童福祉法による養護施設、生活保護法による児童収容施設の設立等の項目、この3項目の意味する収容児童の質については、この表からうかがうべくもないが、共通して昭和26年以後設立されているものが多いところからみて、対象児童の質的同一性を示しているものとみられる。

⑨戦災による孤児、浮浪児等のための施設についても、すでに述べたが明治36年～40年と昭和20年～25年の間にピークをむかえている。⑩保育所・託児所等に始まる施設は、昭和年代にはいって、各年代に設立されている。

以上、施設の設置目的により、一時期に集中的に設立される施設、各年代、コンスタントに設立されている施設がある。また、全体的に、年代が進むにつれて多種の施設が成立してきている（第3表）。明治年代前半は、1～3種の施設種類であるが次第に多様化し、昭和26年～30年代には14種以上の施設が設立されている。

むろん施設の成立には、自然環境の変化、社会情勢の変化、法制度の改革などが強く作用しており、これらの要素を検討した上で施設成立の理解が必要であるが、これはのちの課題とし、今回は図表の理解に留どめる次第である。

### 3. 養護施設の設立者、設立推進母体について

我国の社会事業の成立に、宗教団体からの働きかけは大きな役割を占めているが、「全国社会福祉名鑑」より明らかになった宗教機関に基づきもつ養護施設は、総数175、うちキリスト教関係99、仏教関係69、その他（生長の家、金光教、天理教等）7施設であり、全体の $\frac{1}{3}$ を占めている。

設立者、設立推進母体については、次のようなものがあげられる。

#### ① 個人

もと教員、あるいは教護院、養護施設等勤務者、実業家、寺の住職、宣教師、神父等が設立。

#### ② 県・市・町・村

一県・市・町・村、あるいは数カ町村が一体となって設立。

#### ③ 宗教団体

キリスト教教会、佛教寺院、修道会、修道女会、国外に本部をもつキリスト教団、佛教連合会、およびこれらの信徒等。

#### ④ その他の諸団体、グループ

社会福祉協議会、同胞援護会、同業者組合、軍人団体、有志婦人、地域において社会福祉事業に熱意をもつ人々のグループ、学生サークル、婦人団体等。

これらの団体、個人が独自にあるいは地域や他機関と関連をもちつつ設立の推進にあたっている。

### 4. 養護施設の設立目的別分類 — 資料

次に、各養護施設の設立目的を「全国社会福祉施設名鑑」より抜粋し、分類したものを掲げ、養護施設の設立を理解する一助としたい。

① 自然災害による孤児・不遇児				② 非行児、性行不良児、感化事業、教護事業、免囚保護等			
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
浦上養育院	社 福	M・7	長崎地方一帯が台風、痘瘡の流行におそわれた。このとき創立者達は六疊余の破家を借りうけ、信仰に燃えながら施療、看護、教育に努めた。	若松園	社 福	M・30	英照皇太后御大葬にあたり慈惠教濟の費としての下賜金をもとに、免囚保護院と少年感化院を創設。
広島修道院	社 福	M・22	M・21年頃、地方飢餓があり、弱民が飢え、路頭に迷うもの多かつた。義務教育制度もなかったので、無月謝で修道学院貧民学校を創立	神戸愛隣館	社 福	M・31	出獄人保護事業として発足。
上毛愛隣社	社 福	M・25	キリスト信徒である創立者が、濃尾大震災による孤児院を設立。	松江学園	社 福	M・34	仏教の四恩に奉答するため育児、盲あ、免囚保護事業を創始。
東京育成園	社 福	M・29	東北三陸地方の大津波による遺児を収容保護。私財を投じる。	東京家庭学校	社 福	M・34	性行不良児を対象とした感化教育。
弘前愛成園	社 福	M・35	東北地方大凶作の際、不遇児を収容する目的で、東北養育院を創設。	塩山愛育園部	社 福	M・40	孤児・不遇児・不良児・不具児等を保護するため、塩山竹行李製作伝習所の職業指導を実施。S5年県代用感化院の指定をうける。
仙台基督教教育児院	社 福	M・38	東北地方大凶作の惨状に心うたれ創立者が開設。	社陵学園	県	M・41	市内7つの寺の住職の発意により、私立感化院として設立。
青雲荘	社 福	M・39	東北三県の大凶作の惨状に放置されていた児童を救済。	至誠学舎	社 福	M・45	創立者が不遇な少年2名のめんどうをみたことがきっかけで少年保護事業を終生行うことになった。
聖友養護施設	社 福	T・12	関東大震災による困窮者を集め不幸な乳幼児、婦人の保護救済を行う。私財を投じる。	獅子吼園	社 福	M・	創立者は明治年間から青少年の善導教化を実践し、とりわけ犯罪並に虞犯少年に心をくだき、更生保護を目的に私財を投じた。
希望館	社 福	T・12	関東大震災による東京の罹災者が多数、高崎駅へ送りこまれてきた。創立者はキリスト者として事態の解決に努力。	救世軍希望館	財 団	T・4	大正天皇御大典記念事業として免囚保護事業を開始。
北海道暁星園	社 福	S・26	凶漁にうちのめされた漁村、豊作をしらない開拓地、アイヌの不良環境地域の子ども達など貧困なため家庭からはじき出された子供を収容する。	錦華学院	社 福	T・8	神宮教感化院、のち東京感化院として出発。
豊浜学寮	村	S・30	4割を占める本村の漁業者は漁獲の低下により、経済困難となり、長児が増加したので打開策として設立。	生駒学園	社 福	T・12	少年保護法により創立。自宅に犯罪少年を収容。
				公徳学園	社 福	T・12	少年法による虞犯少年の収容保護を目的として設立。
				和敬学園	宗 教	T・13	少年法による保護施設として認可する。京都仏教護国団が經營にあたる。
				信愛学園	社 福	T・14	キリスト教精神に基づく少女の保護施設、武庫の里を創設。
				高津学園	社 福	T・14	少年保護施設として設立。
				南河学園	社 福	T・14	司法少年保護事業として設立。
				伸愛学園	社 福	T・15	少年保護施設として開設。
				六華園	社 福	T・15	要保護少女の保護教養。

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
女子慈教寮	財團	T・15	大阪少年審判所より問題少年の委託をうけ、収容保護開始。S17年少年より女子専門に変更。	泉心学園	社福	S・18	産業育少年特別鍛成兵庫県第一道場として播磨造船所の徴用工の練成道場として発足。S22年少年保護団体として出発。
明星寮	社福	S・3	保護少年及び教護児童の委託保護施設を開始。	葛葉学園	社福	S・18	財団法人新日本学院山梨作業所を創立、S20年少年法及び司法保護事業法による育少年保護の独立の学院建設。
天王谷学園	財團	S・3	司法保護施設として開所。	旭ヶ丘学園	社福	S・19	司法保護事業法による少年保護団体、拓壽院を開設。
再生会さくら学園	社福	S・3	今上天皇御即位御大礼を記念し、自宅を開放して、保護少年の収容を開始。	信太学園	社福	S・20	大阪高津学園が戦災で疎開したのが、学園設立の機縁。教護児童を主として収容。
花園精舎	社福	S・5	司法少年保護事業として設立。	塙嶺学園	社福	S・20	犯罪者の再犯防止をはかるため県下の刑余者等を収容、保護補導を行う。これらのうち少年が多く、犯罪少年の保護訓育、違法精神の涵養に努めた。
大阪西本願寺常照園	社福	S・6	浄土真宗本派本願寺第23世光照門主の伝灯継承事業として要保護少年を収容、更生を目的に少年保護団体として発足。	飛鳥学院	社福	S・21	創立者が、戦後育少年の頑廻を痛感し、私財を投じて司法少年保護団体飛鳥少年学院を創設。
田島童園	社福	S・7	少年保護団体を創立、少年法による保護少年を収容保護する。	育葉学園	社福	S・21	少年保護団体育葉学園として発足。S24年法制の変革により、少年保護団を廃し児童福祉施設を設立。
岸和田学園	社福	S・8	司法保護団体設立、少年保護事業を行う。	大阪学舎	個人	S・22	戦後、育少年犯罪が激増し、凶暴性をおび社会不安さえ与え、職者を憂慮させるものがあった。そこで彼等を善導教化する目的をもって創立。
金城六華園	宗教	S・9	司法省保護施設として開設。	南海少年寮	財團	S・22	生活保護法対象者の援護、成人放逐者、虞犯少年、孤児の職業補導。
那爛陀学苑	社福	S・9	真宗高田派万福寺において女子那爛陀学園を創立、少年法に基く司法少年保護所として収容保護にあたる。	光明童園	社福	S・22	敗戦後の混乱にともない児童の養育はかえりみられず、衣食住にも事欠くに至り、そのために非行に陥る者もあり、保護事業二水海洋学園を開設。
新日本学園	社福	S・11	少年保護を目的として設立。	友愛寮	個人	S・22	鹿児島市中は連日、引き揚げ者の応接で混乱状態になり、市中には浮浪児、非行児が横行。その痛ましさは目にあまるものがあり、子ども達のために「仲よし会」を野天施設として発足させた。
三州原学園	個人	S・12	創設者は父より現在の土地と建物を入手、これを社会のために有意義に利用するため、免囚者の一時保護事業を開始。				
若江学院	社福	S・12	教護施設として創設。				
樹心寮	社福	S・12	少年保護・教護事業・教護院の後援事業を目的に、財団法人樹心会を設立。S22年収容施設の急増が叫ばれ、保護施設として創立。				
春風寮	社福	S・14	司法保護施設として創立。生産活動と精神練成とを合一併行することを目的とした。				
茨城農業訓練所	社福	S・16	創立者は成人の免囚保護を行なう目的で施設経営。				
茨城県道心園	社福	S・16	創立者は少年保護更生の重要性を痛感し、私財を投じて設立。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
中部少年学院	社 福	S・23	地方少年保護団体として発足。	富浦学園	県	T・14	日赤千葉県支部付属富浦海浜学校として発足、小学3年以上の身体虚弱児を教育する。
みどり園	社 福	S・23	司法保護施設として発足。	子山ホーム	社 福	S・7	ルーテル教会宣教師が子供達の天国を夢みて、虚弱児童養護所を6名収容にて始めた。
瑞牆山少年の町天使園	社 福	S・23	少年保護の必要を感じているとき、フラナガン神父が来日、瑞牆山山麓に少年の町建設を推奨され、建設。	東京愛育苑	社 福	S・8	東京ろうあ芸術園として発足。満2才より18才までの貧困ろうあ児の養護育成につとめる。
桃山学園 養護第二課	府	S・25	民間より建物を買収し、教護院として設立する。	向島学園	市	S・14	長谷川源治郎が市内小学校虚弱児童の健康増進の目的で自己の土地建物を市に寄付、市は虚弱児の郊外学園を創立。
愛隣園	社 福	S・25	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境に恵まれぬ児童の養護育成を目的とし、家庭裁判所少年試験観察事業愛隣園として発足。	長谷川学園	市	S・14	長谷川源治郎が市内小学校虚弱児童の健康増進の目的で自己の土地建物を市に寄付、市は虚弱児の郊外学園を創立。
城山学園	財 団	S・26	東京、横浜、静岡各家庭裁判所の委託により青少年普導のためにホーム建設。	野間郊外学園	市	S・14	名古屋市学童の臨海学習合宿訓練所として発足。虚弱児童を収容。
宝田寮	社 福	S・32	阿波国慈惠院の分院として、養護と教護の中間的児童の収容を目的とする。	福田会逗子分院	社 福	S・20	明治12年に創立された社会事業を行ってきた福田会は、保護児童中に虚弱なものが多いところから、転地保養を目的として本分院を創立。
木曾ねざめ学園	社 福	S・33	司法法人児童収容施設として出発。運営上円滑を欠き閉鎖となつたが、833年再建。	羽曳野学園	市	S・23	長谷川学園小学部のこどもが中学生となつたので独立。
光が丘学園	社 福	S・38	空知炭田の不況を反映して、問題児、非行児が続出、また養護児童も増加するに及んで施設設置。	古処学園	社 福	S・23	創立者は「健康の里」創設運営にあたった経験をもつて郷里の所有地、建物で、虚弱児施設として発足。
八幡浜少年ホーム	社 福	S・39	非行児童の増加に心を痛め、児童の健全育成を目的に要養護児を保護。	米山寮	社 福	S・25	創設者が、ヘレンケラー女史の講演に心をうたれ設立の意を決し、ろうあ児施設を開設。

### ③ 心身障害児、虚弱児、不具児等

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
健康の里	社 団	M・32	S12年青少年虚弱児の収容施設建設。生活規正訓練を行う。
松江学園	社 福	M・34	既述
ひまわり園	社 福	M・36	キリスト教主義精神で、心身障害児と乗児の収容保護を目的として創立。
塩山愛育園部	社 福	M・40	既述
東京都安房児童学園船形寮	都	M・42	東京市養育院の虚弱児収容施設として開設される。

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
愛育社	社 福	M・8	創立者は私財を投じて棄児、孤児教養施設を設立。
白百合園	社 福	M・11	仏人修道女3名により、孤児・貧児の養育救済及び窮

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
福田会東京本院	社 福	M・12	民の医薬施療を目的として出発。	ひまわり園	社 福	M・36	て創設。
奥浦慈恵院	宗 教	M・13	貧困児、孤児、両親、家庭生活に恵まれない子供を救済。	感恩講 児童保育院	社 福	M・38	既 述
鰐之浦養育院	宗 教	M・13	仏人宣教師の指導により、一民家を借用し、孤児・貧児の救済を目的とする養育院創立。	札幌育児院	社 福	M・39	生活困窮者の子どもを収容保護する目的で設置。
博愛園	社 福	M・16	仏人神父、篤志婦人が博愛の趣旨に基き土地、建物を購入し、孤児、貧困家庭児の要保護乳幼児の養育を始める。	茨城養育院	県	M・39	2名の孤児収容をもって事業開始。私宅収容から出発。
京都聖桜会	社 福	M・19	藩政時代から全国的に残っていた堕胎圧殺の弊風を矯正する目的で高知育児院を創立。	太陽寮	社 福	M・39	民間篤志家の手により茨城孤児院として設立。浮浪児、貧困児、虐待児を収容。
聖ヨハネ学園	社 福	M・22	仏系修道女が、孤児・貧困女児の救済と教育の使命を痛感して渡日、京都にて一民家を借りうけ孤児6名を収容して天主教女子教育院を設立する。	塩山愛育園	社 福	M・40	貧困その他保護者が不能の乳幼児童を収容保護、育成する目的で育児授産所を設立。
天使園	社 福	M・22	米国宣教師、教会婦人会の支援により2名の乳児を収容し、貧院と称す。	埼玉育児院	社 福	T・1	既 述
大江学園	社 福	M・25	仏系修道会により孤児・貧困家庭児の救済開始。M・23年に天使園創立。	愛育園	市	T・5	安養寺住職が、明治天皇聖徳事業として孤児救済のために創設。
福島愛育園	社 福	M・26	創立者は熊本貧児寮を創設。	旭川育児院	社 福	T・10	養老施設富山慈済院が、もと深敬保育園の孤児保護事業を引きうけ事業開始。
日本児童育成園	社 福	M・28	M・26社会事業の先駆者瓜生岩子により、孤児の養育事業開始。	松葉保護園	社 福	S・2	本院前身上川育児院が、経営の誤りから突然廃院、路頭に迷う残った孤児を見るにしおびず創立者が自宅の道場に引きとった。
横浜市三春園	市	M・32	孤児7名収容。創立者は郷里鶴岡に七星シオン園を創立、朝鮮、台湾、樺太にまで支部をもっていた。	聖母園	社 福	S・4	乳児をかかえ、母として独立生活樹立の困難を味わった創立者は自身の体験に基づき、母子保護指導、孤児養育、姪産婦保護に努力。
大野慈童園	社 福	M・33	一篤志家により横浜孤児院として創設。	福岡育児院	個 人	S・7	仏人宣教師が修道院内に孤児・貧困児救済のため開設。
ナザレ園	社 福	M・33	受念寺住職が3名の孤児救済。私財を投じて境内に育児部を設け。孤児・貧困児を保護。	仙台天使園	宗 教	S・8	多福寺住職が、浮浪する児童を寺の境内に収容。
佐賀清光園	社 福	M・34	貧困な女児、孤児3人を、一家を借りて預り、養育したのが始まり。	聖フランシスコ供寮	社 福	S・8	カナダよりの6人の修道女が夫に死別した一婦女の窮状をみると忍びず、4子女を引きとったのが始まり。
			孤児院として発足。孤児を救護養育し、将来独立自営の途につかせる目的をもつ。	聖ヨゼフ寮	社 福	S・8	孤児、私生児、貧困家庭児の養育を目的とする。
				聖靈病院付属愛児園	社 福	S・8	カトリック修道会により貧困児の保護育成を目的として中津養成院を創立。
							病気回復後の孤児・結核患者の子女、極貧児の保護を

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
聖母愛児園	社 福	S・9	決意、乳児院および本園の事業を開始。 仏人カトリック修道会により貧困者の子女救済を目的に乳児園と保育園を開設。	六地学園	宗 教	S・24	天理教を信仰する創立者は、大阪よりの帰途10才と12,3才とみえる兄弟とのふとしたでき事が印象に残り、親のない気の毒な子を引きとり世話をしたいと考え事業開始。戦災孤児、浮浪児、貧困児を収容。
小百合園	宗 教	S・10	創立者はカナダより愛徳の実践のため来日、貧困者扶助事業を目的とした愛の聖母園を創立。	いろは塾	宗 教	S・25	戦前より孤児を養育、戦後民生・児童委員として、一時保護所の里親として、多数の不幸な児童に接してきたが、この方面的仕事の緊要さを痛感し施設設立。
愛の聖母園	宗 教	S・12	園長は、不幸な子ども達のためカナダより来日、仙台に修道院を設立、孤児院を経営、戦後鹿児島においても事業を開始。	八幡学園	社 福	S・25	自宅を開放し、孤児、要養護児の福祉をはかることが目的で創立
若葉寮児童部	市	S・15	もと名古屋の総合的救護施設東山寮（現在厚生院）内に併設され主として市内の孤児、棄児、困窮児を収容保護してきたが、S15年寮舎を新築して児童収容施設として発足。	津田子供の家	社 福	S・26	教護院に長く奉職した創立者は、孤児数名を育成。
白百合園	社 福	S・21	仏人修道女会により孤児、貧困者児童の保護収容	鉄道弘済会 札幌南藻園	財 団	S・27	S24年、児童福祉週間に、弘済会は、鉄道関係者の孤児の生活調査を行った。その結果、恵まれぬ児童の収容保護を開始する。
双葉学園	社 福	S・21	S4年、ブラジル移民救済の目的で創設者が寮を開設。S20年以後残余財産をもって、孤児、家庭環境不遇児等の保護育成に努める。	美谷学園	社 福	S・29	天理教美谷教会会長が、信仰上から多くの貧困者、病人、孤児等を預り扶養していたところ、関係官庁より切望されて養護施設開設。
天使育児園	社 福	S・21	カトリック教会宣教師が、八幡市役所より委託された一棄児を養育したことから始まり、育児園に発展。	甘木山学園	社 福	S・31	S30年炭坑関係の不況のため失業者が増大、環境不遇児の増加をきたし、養護施設の必要性が高まる。
聖小崎小児園	社 福	S・21	上記と同じ。				
聖マリア園	社 福	S・21	本修道院は同会カナダ本国部に要請し、衣類等の寄贈を受け慈善事業の一助として貧困者に奉仕。				
南海少年寮	財 団	S・22	既述				
目黒若葉寮	社 福	S・22	目黒厚生寮の収容児童中に孤児が増加したので、一棟設立。				
光ヶ丘天使園	社 福	S・23	戦後貧しさの中にある児童の救済が目的、カナダ本部よりの資金をもととする。				
聖華園	県	S・24	佐賀県母子愛護連盟が児童福祉法に基づき、保護者のない児童、被虐待児、その他環境上養護を必要とする児童を収容。				

#### ⑤ 育児、養老、育児院、育児施設等

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
三帰寮	社 福	M・16	善光寺大勧進住職の提唱により慈善事業として創設。養老、育児を始めた。
平安徳義会	社 福	M・23	おそらくわが国最古の育児院としてM23年生まれた。
吉江学園	社 福	M・31	福井県私立育児院として創立。
函館厚生院 くるみ学園	社 福	M・33	3人の篤志家により養老育児事業を開始。
中央有隣学院	社 福	M・33	豊橋育児院として、児童保護を主体とする慈善救済の社会事業を開始。
中央有隣学院	社 福	M・33	

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	⑥ 家庭環境に恵まれぬ児童、家庭破綻、崩壊家庭の児童等			
				施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
名古屋養育院	社 福	M・33	養老及び児童保護を目的として開設。	福田会東京本院	社 福	M・12	既述
松江学園	社 福	M・34	既述	太陽寮	社 福	M・39	既述
愛媛慈恵会	社 福	M・34	創立者が慈恵救済の目的で社会事業を行ない、孤児院、養老院等の事業を兼営していた。	仙台天使園	宗 教	S・8	既述
湘南学園	社 福	M・37	大津市仏教各宗同和会により大津育児院として創立。各宗僧侶中より交替で事業を継続。	心泉学園	財 団	S・15	全国優秀児童で家庭の事情で進学不可能な義務教育終了の児童を市町村長の推薦により、衣食住を無料で供給し、中学を開いて国土教育を行った。
わかば園	市	M・37	万寿寺住職が大分育児院創設。	善隣館	市	S・21	戦後、社会情勢が混乱しているとき、国策に即応して家庭に恵まれぬ小学生の補導教化を行う。
霧島学園	社 福	M・38	薄幸な児童のため、鹿児島養育院を設立。	双葉学園	社 福	S・21	既述
鳥取こども園	社 福	M・39	鳥取育児院として創設。	慈光園	社 福	S・23	寺院の庫裡を借用して2名の児童を収容したのが始まり。家庭環境に恵まれぬ児童の収容保護を目的とする。
大和育成園	社 福	M・39	創立者はM26年頃より、家業のかたわら恵まれぬ子女に同情して養育。実子が両眼失明して完全な骨肉相続者がなくなり、地方有志の協力をえて大和育児院を設立。	ひばりヶ丘学園	社 福	S・26	戦後父母をなくし巷にさまよう少年少女、家庭の事情により養護を必要とする児童が道義のすたれた世相の社会悪に陥りそうな状況に對処するため施設不足もあり、当協会が養護施設を設立。
弘済院育児園	社 福	T・1	保護者のない児童、その他環境上養護を要する児童を収容。	社会館慈松園	市	S・26	社会福祉都市の建設を重点施策とし、養護施設を建設。戦後生活難と家族制度の崩壊から養護に欠ける児童が増加したため設置。
慈愛園子供ホーム	社 福	T・8	日本福音ルーテル教会総会の決定により、孤児・老人等の救済事業を經營することになる。	北海道曉星学院	社 福	S・26	既述
済昭園	社 福	S・3	光桂寺住職が社会思潮の混亂を直視し、社会浄化、指導教済の目的をもって私財を投じ、御大典記念事業として養老院を開設。孤児も収容。	星美ホーム	社 福	S・28	病床にある母をもつ2児を引きとり、育てはじめたのが動機。S29年養護施設となる。
聖園天使園	社 福	S・6	T9年、秋田に本部をおいた聖心愛子会の支部として保育所、育児施設、養老施設を設定。	嘉麻学園	社 福	S・30	終戦後の経済的、精神的悪環境に支配される児童の将来を憂慮し、ことに筑豊一円の少年実態は、炭坑地帯の特色として環境不遇要保護児及び處犯少年等多く、早急な施設設置を痛感。
小百合愛児園 分園	社 福	S・8	別府市内で不遇な乳児を引取ったのが始まりで育児施設を開設。	信和学園	社 福	S・30	戦後、不幸な環境に生いたつ子に家庭的雰囲気とともに適当な養育としつけをするために設立。
小百合愛児園 本園	社 福	S・8	上と同じ。				
福井市第一社会厚生園	市		本願寺福井別院の經營になる孤児・養老の施設。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
聖心養護園	社 福	S・30	児童福祉法の制定後、不遇な家庭環境をもつもの、青少年犯罪の大半が薄幸の家庭環境に育つたものであることを考え、これを防止するため保護育成の手をさしのべる。創立者が私財を投じる。	駒方寮	社 福	S・9	恵まれない児童達の収容保護を目的とする。
桜島学園	社 福	S・31	終戦後10年、経済の異常な発展に伴い、戦災孤児、浮浪児の養護の必要にせまられ、家庭破壊による養護児童の増加に対処する目的で設立。	いかるが園	社 福	S・11	聖徳太子の徳をしのび、世に恵まれぬ児童をはぐくむため建設。
黒松内つくし園	社 福	S・31	町議会、教育委員会、婦人団体が中心となって、家庭に恵まれない児童、特に幼児の収容施設として設置。	豊橋平安寮	社 福	S・24	戦後要保護児童の増加により、児童の正常な生活指導、社会人への育成を目的として開設。
朝霧荘	社 福	S・32	両親親類縁者のない児童がおちいりやすい郷愁と反社会性の芽を速やかに除去することを目的に設置。	聖華園	県 個	S・24	既　述
守山学園	社 福	S・34	仏眼寺住職が宗教的精神に基き、環境不遇児のための保護育成施設設立を発願。町長、他寺住職の協力を得て設立。	窓愛園	人	S・24	要保護児童を次々と自宅に引きとり、養育したところ、明るい児童に更生してゆく姿をみて、暖い家庭環境をつくることを決意。
あけぼの学園	社 福	S・38	両親の離婚、疾病等による生活困窮化で遺棄放任されている児童が漸増しているが、施設不足から、未収容の困窮児が相当数いるので、これを収容するため設立。	八幡学園	社 福	S・25	既　述
⑦ 要養護児・要保護児・不遇児、環境上養護を必要とするもの等							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的				
鎌倉保育園	社 福	M・29	医師、佐竹善次郎がたまたま薄幸な児童を自宅に引きとり面倒をみたのが動機で一生を児童保護にささげた。大正にはいり、大連、旅順、京城、台北に海外支部をおき、児童保護事業を行った。	少年憩の家	市	S・28	市内要保護児童を入所させる目的で設立。
塩山愛育園 養護部	社 福	M・40	既　述	親和園	社 福	S・28	戦後社会状態の激変に伴う孤児、生活困窮家庭の子弟、虐待児等、環境上養護を必要とする児童の収容保護。
杉並学園	社 福	S・8	不遇児童、児童虐待防止法該当児の収容。私財を投げる。	大楽園	社 福	S・28	当時栃木県内に養護施設少く、2ヶ所のみであった。世の不況を反映して要保護児童が増加し、これらの児童を収容保護する目的で設置。
				播磨同仁学園	社 福	S・28	創立者は教員現職中に、恵まれぬ児童のために児童養護施設を設立。町内役員の協力を得、全私財を投じて

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
防府海北園	社 福	S・29	建設。 創立者は孤児、浮浪兒、不遇な児童の保護育成を目的に、市より病院をかりて里親形式で収容保護を開始。	いづみ学園	社 福	S・34	村出身の要養護児を収容している。
双葉寮	市	S・29	長岡市内、近隣市町村に要保護児童が激増したため設置。	藤の園	社 福	S・36	S22年に設置した白鳥学園の業務を引き継ぎ、児童福祉法41条による施設として発足。環境上の要養護児を収容。
丹生学園	個 人	S・29	養護に欠ける孤児が郡内に60余名いることを知り、立派な社会人とすることを思いつき開設。	朝陽学園	社 福	S・36	本修道会は岩手県庁に養護施設の開設を要請され、主として、要保護幼児を養育する目的で開設。
明和園	社 福	S・30	敗戦の混乱を経験し、社会から放任されている児童をみて、正常な児童養護の必要性を感じ、町の社会事業担当を辞して私財を投じて建設。	誠慈学園	社 福	S・37	創立者は長く教職、児童福祉司を経験し、施設不足のために恵まれぬ児童が非行化するのを見るに忍べず本園を創立。私財を投ずる。
熊本少年の町	社 福	S・30	国民道義の確立に資し、混乱する社会の安定、秩序の実現を期し、要養護育成を目的として設立。	光が丘学園	社 福	S・38	産炭地の閉山による要保護児童の激増により養護施設設置。
嘉麻学園	社 福	S・30	既述	八幡浜少年ホーム	社 福	S・39	既述
泗水学園	社 福	S・31	施設入所要養護児が多くみられたので施設設立。	⑧ 児童福祉法による設立、養護施設、生活保護法による児童収容施設			
立正学園	社 福	S・31	私財を投じ、教会信者同志の援助のもとに、立正教会主管者が、環境面において欠けた児童を養護することを目的に設立。	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
羊ヶ丘養護園	社 福	S・32	土木請負業を営む創立者が、不遇児童に温い生活環境を与える、児童の福祉に寄与したいとの念願から自費をもって施設を設立。	聖園天使園	社 福	S・13	T9年、秋田に創立された聖心愛子会が、S13年養護施設を名古屋に新設。
金鈴学園	社 福	S・32	跡を絶たぬ恵まれぬ児童のため自家三棟を提供して開設。	天の家	社 福	S・20	養護施設の設立。
宝田寮	社 福	S・32	既述	舞鶴学園	社 福	S・21	生活保護法による児童収容施設として発足。
暁学園	社 福	S・33	戦時中二人の愛児を亡くした山中夫婦が愛児に与えるはずであった資産を投じて、世の不幸な子を守り育てようと開園。	若松寮	社 福	S・21	児童福祉法施行にあたり、児童の保護育成を目的として設立。
白百合の寮	社 福	S・34	援護育成、更生の措置を必要とする者に対し援護することを目的として設立。	東京都八街学園	都	S・21	児童福祉法による養護施設。
つくし寮	村	S・34	学校就学率の低下、また長久児が多いことから県下山	京都市指月寮	市	S・21	生活保護法による保護施設として開寮される。
				下関大平学園	社 福	S・22	生活保護法による児童の収容保護施設として発足。
				向陽寮	県	S・23	生活保護法による孤児収容所の設立。
				大阪市水上寮	市	S・24	児童福祉法による養護施設として発足。
				徳島・少年の家	市	S・24	少年養護を目的として設立。
				子供の家	社 福	S・24	児童福祉法による施設とし

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
大村報徳学園	社 福	S・24	て認可。 戦災孤児、浮浪児、その他福祉から疎外された児童をみるに忍びず養護施設設立。	岡崎平和学園	社 福	S・28	創立者は各方面からの児童養護施設設置の要望と協力者の申し出にこたえ、私財を投じて創立。
愛育園	団 体	S・25	下水内郡民生児童委員大会において養護児童収容施設設置を決議。	豊雪学園	社 福	S・28	児童福祉法の精神に基き、私財を投じて設立。
滝郷学園	社 福	S・25	信徒、地域有志の要請により、龍福寺住職が養護施設設立。	市広市平原学園	市	S・28	市議会にて養護施設の設置を決議。
別府平和園	社 福	S・25	終戦後の社会の要望により、養護施設を発足。	小鳩幼稚院	社 福	S・28	児童福祉法による養護施設として、大津市立幼兒院を設立。S37年社会福祉法人小鳩会が大津市より譲渡をうけ事業開始。
赤十字子供の家	特 殊	S・25	児童福祉法第41条による養護施設として発足。	中原愛児園	個 人	S・28	創立者は、戦前からの職業である助産婦という立場から、児童とくに幼児の保健衛生、養育指導を行っていた。その間適切な保護に欠ける児童を多く取り扱い、限界を感じて養護施設を開設。
背谷こども学園	個 人	S・26	児童福祉施設として設立。	品川景徳学園	都	S・28	児童福祉法に基づく養護施設で、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養育保護を必要とする児童で、就職希望の男子を収容。
横手市横県南愛児園	市	S・26	全県民生児童委員大会の決議事項として養護施設設置を採択。設立。	高岡愛育園	社 福	S・28	呉西地区婦人団体によって組織された富山県立高岡愛児園後援会に、県知事が運営を委託。養護事業開始。
青島学園	県	S・26	養護施設として、家庭に恵まれない児童を入所させる。	知多学園八波寮	個 人	S・29	創立者は金光八波会を組織し、養護施設を設立。
慈光園	個 人	S・27	社会的に奉仕したい気持から、養護施設を設立。仏教精神に基く収容保護並に育成教化。	聖の家	社 福	S・29	薄幸な児童のための養護施設として、中学生以上の女子のみを収容。
小野田陽光園	社 福	S・27	地方に養護施設なく、対象児の多いことにかんがみ設立。	益愛館	個 人	S・29	創立者であるカナダ宣教師は、宣教のかたわら養護施設の建設にあたる。
仲好寮	市	S・27	児童福祉法により設立。	安来学園	社 福	S・29	能美郡児童福祉大会において養護施設設置の要望が議決される。
北光学園	社 福	S・27	創立者は既存の建物3棟を寄贈し、児童福祉施設として事業開始。	たちばな学園	財 団	S・30	児童福祉法による養護施設設立。
双葉荘	社 福	S・27	S25年新庄市と最上郡の民生常務委員会で「会」を組織し、養護施設の建設を決定。	常楽園	社 福	S・30	児童福祉法による養護施設設立。
里山学院	社 福	S・27	児童福祉法の養護施設として事業開始。	名張養護学園	社 福	S・30	地域に児童福祉法に基くこの種の施設がなく、関係者の間で施設設置が要望された。
暁の鐘学園	個 人	S・27	児童福祉法による養護施設として認可する。				
みどり学園	市	S・27	県北に児童福祉施設の必要が痛感されたので開設。				
諏訪湖学園	県	S・27	県議会において施設設置を議決。				
聖嘸寮	社 福	S・28	石見地区に養護施設がないので石見地区的養護児童のため設立。				
駿河寮	県	S・28	児童福祉法に基く養護施設として設立。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
聖母愛児園	個人	S・30	S27年より幼稚園を経営。かねてより宿泊であった養護施設を外国からの募金をもとに開設。	山口育児院	社 福	M・37	一住職により、日露戦争による貧窮孤児、家庭不遇児の収容。
大津学園	社 福	S・30	財団法人を設立し、養護施設として発足。	梅光児童園	社 福	M・38	宣教師が日露戦争後、戦没者児童の救済を目的として、金沢育児院を開設。
明星園	社 福	S・31	児童福祉法による児童福祉施設設置。	会津児童園	社 福	M・38	会津仏教会が日露戦後の戦死者追悼会を催したとき、戦争犠牲児童の救済保護を目的とする事業を始めることなり若松育児院を開設。
寒河江学園	財 団	S・31	町村合併による都市づくりの一端として、児童福祉施設を設置。	因伯子供学園	社 福	M・39	日露戦後の社会状態の不景気と混乱により、救済事業をおこす必要を考え、「孤児院」を開設。当時とくに財政困難であり、役員の品の寄贈、寄付のほか、児童の楽団を組織し、幻燈映画で地方巡業して収益金を得た。
若草園	社 福	S・32	養護施設設置の世論が高まり、設立。	阪南児童寮	府	S・13	日華事変の進展に伴い、対華厚生事業の一端として事変の戦禍による大陸の孤児を育成し、将来の日華親善のくさびとするよう四天皇寺と毎日新聞が「隣邦児童愛護会」を開設した。S21年緊急援護法により児童特別教育寮を設置。浮浪母子の児童のみを収容、教育。
養蓮学園	社 福	S・32	宗教法人養蓮寺の事業として養護施設を創立。	愛神愛隣社	教	S・17	戦争末期から終戦における在日韓国人を悲惨な状態から救うため神よりメッセージをうけた。全資財を投じて設立。
善和園	社 福	S・32	山口県年長児収容施設設置協議会により養護施設設立。	海の家	県	S・18	恩賜財団軍人援護会愛知県支部が第二次大戦で戦死した軍人遺児で収容保護をする子どもたちの養護のため事業開始。戦災孤児、浮浪児も収容。
青松園	社 福	S・33	廃園となっていたもと養護施設春日園の土地、建物を譲りうけて発足。	菊水学園	社 福	S・19	太平洋戦争末期に、巷にあふれる孤児を座視しえず、私財を投じて自宅に引きとり養育。
泉ヶ丘学院	社 福	S・33	創立者は長年、児童福祉司をしていたが、収容児の数に比し、施設数が少いことを痛感して施設開設。	積慶園	個 人	S・20	終戦後、戦災、引揚、貧困、浮浪を原因とする要保護児童が巷にあふれ、特に京都市は非戦災都市のため家なき少年が集り、京都府当局の要請によって開設する。
いずみ学園	府	S・34	既述				
桔梗寮	社 福	S・36	創立者は、一乘院壇徒縫代会の同意協力を得て、養護施設を設置。				
白梅学園	社 福	S・36	児童福祉法による乳児院、養護施設を設置。				
氏家養護園	町	S・37	当時の町長が社会福祉事業に大きな関心をもち、県内児童福祉推進のため養護施設を設置。				
甲賀学園	社 福	S・37	甲賀町社会福祉協議会において、廃校舎の利用を、児童福祉施設に転用することに決定。養護施設として発足。				
⑨ 戦争による孤児・浮浪児・引き揚げ孤児等							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的				
阿波園慈恵院	社 福	M・27	真言宗寺住職が、日清戦争勃発により、出征者の家庭に孤児、貧児がたくさんいるのをみかねて数人を寺内に収容養護した。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
福音寮	社 福	S・20	米国宣教師，現施設長が提 けいして，浮浪児，戦災孤 児2～3名を収容すること から出発。	双葉学園	社 福	S・20	戦災にあい，両親を失った 孤児を収容保護する目的で 設立。
堀川愛生園	社 福	S・20	キリスト教信徒の同志が都 市に頻発した戦争孤児，浮 浪児の収容育成を念願して 創設。	若葉寮	社 福	S・20	仁風寮移転後の跡地利用に より，収容幼児をそのまま 残留させ独立。
愛泉園	社 福	S・20	戦禍に家をやかれ，父母を 失った孤児をみるに忍びず， ゴム工場寄宿舎を開放して 孤児救済事業に着手。	有隣学園	市	S・20	支部次官通片葉牒に戦災 孤児の合宿教育所を開設。
高鷲学園	社 福	S・20	戦後不幸な環境にある児童 を養護するため設置。	希望の村園	市	S・20	戦災孤児の収容保護
聖家族の家	社 福	S・20	戦災母子，老婦人，児童の 保護厚生を目的とし，元兵舎 の建物に収容。	山梨立正光生園 養護部	社 福	S・20	県内の捨て子，不浪児を引 き取り，戦災孤児育英所を 開設。
富良野国の子寮	社 福	S・20	樺太よりの引揚第一船の中 の6人の孤児を私宅に引き とることから始まる。	松風荘	社 福	S・20	都教育局の計画により創立。 集団疎開のできない子ども 及び終戦後疎開先で両親を なくした子を受けいれる。
美深育成園	社 福	S・20	樺太よりの引揚孤児7人を 部落会館に収容したことか 始まる。	清明寮	社 福	S・20	820年，ハルビンにおいて 戦災孤児を収容して愛生孤 児院を経営。S21年内地 へ引揚げる。
小山児童学園	都	S・20	学童集団疎開に参加してい た児童のうち，孤児，自宅 引き取り困難となったもの を収容保護し，戦災孤児寮 として発足。	洗心寮	社 福	S・20	大戦中，戦没者遺族のため におつくりになった皇后陛下 のお歌に感じ，百万人針 を完成した。戦後その精神 をもって，戦争罹災者の救 護教養を決意，戦災孤児， 引揚孤児を収容保護。
石嶺児童園	県	S・20	米国海軍軍政府は，沖縄の 養保護者の対策として，住 民避難部落の主なものに， 仮収容所を設け，孤児，孤 老を収容保護。養老・教護 ・乳児院の総合施設から， 本園はS32年分離独立。	興正学園	社 福	S・20	星徳寺住職が，社会的要望 もあり，宗教活動の一端と して私宅に戦災孤児2名を 収容。
愛児の家	社 福	S・20	教護婦人同志会を設立し， 戦災孤児，浮浪児を2～3 名自宅収容することに始ま る。	唐池学園	社 福	S・20	浮浪児の救護活動。
光徳子供学園	個 人	S・20	既存施設の分園として戦災 孤児18名を収容。	嘉美園	社 福	S・20	創立者が私宅を開放し，上 野駅地下道の孤児を引き取 り養育したのが始まり。
愛信学園	社 福	S・20	戦災者，引揚者，孤児等の 困窮をみるに忍びず創立。 全私財を投じる。	春光学園	社 福	S・20	戦後，南方諸島よりの引揚 船で浦賀に引揚げた少年， 少女のうち，引取手のあら われない40名の栄養失調 の幼少年が引揚寮の一室に あつまっていたのを引きと り養育開始。
仁風寮	社 福	S・20	戦災孤児，引揚孤児収容の ため，旧海軍のバラック払 下げを受け設立。	興望館	市	S・21	東京都方面よりの戦災孤児 11名を米沢市仏教興道会 隣保館の併設施設に収容。 有志学生の組織する戦災孤 児援護同志会の援助を得て 保護にあたる。
広島新生学園	社 福	S・20	引揚，戦災孤児，家出不浪 児収容。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
東京都保田児童学園	都	S・21	戦災孤児、浮浪児のうち虚弱体質者を対象とし、収容保護並びに教育指導を行う施設として東京都養育院より児童を収容し開園。				において戦災孤児収容所の開設を決定し、即時、事業に着手
ホザナ園	社 福	S・21	キリスト教会牧師と信者の協力によって戦災孤児の収容養育を開始。	藤崎台童園	社 福	S・21	戦災孤児の収容保護
香取学園松葉寮	社 福	S・21	戦災孤児を収容するため、創立者は私財を投じて10数名の児童を収容保護。	風越寮	社 福	S・21	東京都の疎開施設として戦災孤児・浮浪児を収容。
子どものうち	社 福	S・21	都下18婦人団体が結集して、引揚者援護児童養護にあたる。	宮崎市民生館養護部	社 福	S・21	終戦直後、孤児、浮浪児の収容を行う。
生長の国寮	財 団	S・21	戦災孤児、浮浪児の収容保護を目的とし、私財を投げる。	舞鶴及葉寮	社 福	S・21	戦後、舞鶴が引揚指定港となり引揚孤児、戦災孤児が多く集まつたため、キリスト教精神により養護する目的をもって財団法人設立。
子供の家	市	S・21	戦災孤児収容施設として発足。	大和荘	社 福	S・21	敗戦後、食糧不足を補うため荒地で甘藷、野菜を栽培中のところ、篤志家より一戸の家を入手、他寮施設収容児により開墾農園を開始。
高風子供園	社 福	S・21	街を浮浪する子供たちを収容。	享誠塾	社 福	S・21	創立者は巷に放浪する孤児を見るに忍びず、東京高校の教職を捨て帰郷、児童の収容を始める。
恩龍園	社 福	S・21	戦争中勤労動員で爆死した次男の記念事業として、創立者夫妻は戦災孤児、引揚孤児6名を引きとり園を開設。	似島学園	社 福	S・21	原爆による孤児、戦災による孤児の収容教育。
聖ヨゼフホーム	社 福	S・21	クリストロア修道会による戦災孤児の救済。	三光塾	社 福	S・21	戦後巷にあふれた児童問題に対処する目的で設立。
若楠学園	社 福	S・21	楠木正成夫人、楠公夫人の精神に則して、浮浪児、孤児を収容。	藤塙母園	社 福	S・21	戦災孤児、浮浪児の収容。
助松寮	社 福	S・21	戦災引揚孤児のうち、優良な児童を収容保護し、上級学校に進学させる目的をもって設立。	天心寮	市	S・21	創立者星野組社長が戦後孤児収容所を創設する。
東京サレジオ学園	社 福	S・21	カトリック サレジオ修道会による戦災孤児の救済。	恵愛学園	社 福	S・21	埴科郡の寺院住職が集まり、仏教精神による社会事業を創設。東京都の戦災孤児を収容。
東京都立宇佐美児童学園	都	S・21	東京都養育院が宇佐美健民保養所に一時保護中の戦災児を収容して事業開始。	百道松風園	県	S・21	福岡県第二次浮浪児一斉収容の一時保護所として開設。
奈佐原寮	社 福	S・21	淨正寺住職により戦災児、浮浪児の保護育成として創立。	大村子供の家	財 団	S・21	佐世保引揚護謨局では、海外からの引揚者のうち、引揚孤児が数百名に達し、室内を改造して、保護収容を開始。
本宿郊外学園	市	S・21	文部省指令に基き、市内の戦災孤児、陸海軍人の遺児を収容する合宿教育所として設立。	尼崎学園	市	S・21	戦時中集団疎開をした児童のうち、戦災で家や身寄りのないもの、外地からの引揚で、養育に欠ける児童を保護教育する目的で設置。
聖母之騎士園	社 福	S・21	原爆孤児2名が救助をもとめてきたので、修道院会議	天使園	社 福	S・21	サレジオ会神父の手により戦災孤児、浮浪児の救済、養護のため創設された。

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
恵明学園	社 福	S・21	戦災孤児救護の実践運動の中から混血児2人を自宅収容、同胞援護会の施設「児学校」として出発。	ボーイズ・ホーム	社 団	S・22	本同盟は互いに助けあいながら、衣食住医の公的な援助を受けつつ生活の復興につとめ、また浮浪者、戦災孤児の宿泊、給食などを行った。市内の引揚者、戦災者の有志が「横浜市戦災同盟」を結成。
松山信望愛の家	社 福	S・21	戦争直後、創立者である牧師及び同志により戦災孤児救済を目的とするコイノニア弘済院を創立する。	武藏野児童学園	社 福	S・22	現理事長は長く教護院に勤務していたが、終戦直後、巷にさまで浮浪児を放置できず、都内に事務所をおき、八丈島に施設を設けて保護援助にあたった。
和白背松園	社 福	S・21	同胞援護会福岡県支部が、福岡県より土地建物を引きつぎ、満州、朝鮮からの引揚孤児を収容保護する目的で創設。	天理教 三重互助園	宗 教	S・22	引揚、戦災孤児の収容保護を痛感し、開始。
つばさ園	社 福	S・21	第二次大戦後、浮浪児緊急保護対策として浮浪児、戦争孤児のうち特に、思春期の少女保護育成のために創設。	少年の家	社 福	S・22	戦災孤児を保護育成する目的で発足。
若草学園	県	S・22	戦災孤児、浮浪児の収容保護。	八代少年寮	市	S・23	八代駅は鹿児島本線肥薩線の分岐点にあたり、終戦当時引揚、戦災孤児が多く、これを保護するため設立。
同仁学院	社 福	S・22	キリスト教精神に基き、家をやかれ両親を失った児童の保護育成を目的とする。	千波愛育園	県	S・23	主として浮浪児を収容する施設として創設。
チルドレンズ・ホーム	社 福	S・22	戦後、現園長が東京上野地下道の浮浪児数名を収容保護し、子どもの救済を志した。	歌葉洗心学園	社 福	S・23	西光寺住職夫妻が、自費をもって引揚者収容所を設置。
友愛寮	個 人	S・22	既述	チルドレンズ・ハウス	社 福	S・23	戦災孤児の収容保護。私財を投じる。
天使園東京本院	社 福	S・22	戦災孤児の救済	若竹寮	県	S・23	
光の園機理の家	社 福	S・22	占領軍のカトリック信者が戦災児・引揚児その他一般孤児の保護教育を開始。	エリザベス・サンダース・ホーム	社 福	S・23	混血児童のうち、特に養護に欠ける児童を収容。キリスト教感化のもとに育成。
立源寺治生園	個 人	S・22	戦災孤児寮を、立源寺内に設立。	慈視園	社 福	S・23	戦災による孤児、貧児の激増と不良行為が増加してきたので、これらを教育養護する目的で設立。県より仏教会への依頼に、泉入寺住職がこの救済にあたる。
横浜市富岡学園	市	S・22	戦災孤児、家を失った児童を収容。	鶴巣学園	社 福	S・23	戦災孤児がS・23年春頃より、都会から田舎に流れてくるようになった。これら孤児を宿泊保護。
ルンビニ園	社 福	S・22	曹洞宗尼僧団の社会事業として開園。戦災孤児、引揚孤児・棄児等の急激な増加をみ、これら児童の養護の万全を期する。	円福寺愛育園	個 人	S・23	戦災孤児、引揚孤児、浮浪児を寺院が率先して養護することを提唱。全国寺院に孤児1人づつの里親運動をおこし、円福寺一時保護所としてこれを進めた。
聖園子供の家	社 福	S・22	戦災孤児その他児童を収容保護。				
慈惠園	社 福	S・22	増泉寺内に引揚孤児等の収容施設として開始。				
龍山学苑	社 福	S・22	戦災引揚孤児を戦争責任者の立場から、また衆生救済を念願とする宗教人の立場から孤児収容に着手。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
広安愛児園	社 福	S・23	創立者は、荒廃した熊本市内をさまよう傷心の児童の多いのを目撃し、施設を整えることを痛感し、資金を米国C・C・Fから得、児童収容保護の事業を開始。	聖母愛児園部 養護	社 福	S・25	戦後、捨て子、孤児が増加したため、カトリックの信仰により博愛救濟の使命をおびる当会はこれら児童の保護収容にあたる。
清淨園	社 福	S・23	創立者が寺院篤志家の賛同を得て、設立。終戦後多数の罹災少年、一般浮浪児が戦災孤児の群にまぎれ、戦禍をまぬがれた地で非行をなすのをみて開設。	栄光園	社 福	S・25	米宣教師、日本の牧師の努力により、戦後の窮乏と混乱の時代に児童福祉施設を創設。
山形学園	市	S・24	戦災孤児・浮浪児・遭棄児などの収容、養護のため育児院として事業開始。	子供の家三美園	社 福	S・25	ハワイ在住の広島県出身者により、県下の戦災者で生活に困窮する者を救済。
六地学園	宗 教	S・24	既述	神愛子供ホーム	個 人	S・25	一宣教師が、米国のキリスト教団本部ならびに米国一般信者の寄付により、戦災孤児、浮浪児を収容保護する目的で設立。
大村報徳学園	社 福	S・24	戦災孤児、浮浪児、その他福祉から疎外された児童をみるに忍びず、養護施設を設立。	東京京都片瀬幼稚園	都	S・25	軍人援護会東京都支部が軍人家族の遺児養護のために創設した建物を都が買収して、養護施設とした。
愛仁園	社 福	S・24	巷にあふれた不幸な子供たちの救済のため創設。	みどり自由学園	社 福	S・25	S20年、津市は戦災ではとんどの家の屋を焼失したが、自宅の焼失をまぬがれたので自宅を開放し、多数の児童をもち、家を失った数家族の収容保護救済にあたる。
北海愛生学園	社 福	S・24	法曹寺僧侶が放浪する戦災孤児に同情、児童相談所より2名を引きとり本堂にて保護。	茨城育成園	社 福	S・25	戦後混乱の中に見捨てられた児童の現状に接し、当地方に児童福祉施設がまったくないのを見て不幸な児童の収容を目的として設置。1名収容から始まる。
希望の家	社 福	S・24	戦災孤児、浮浪児等、要保護児童救済の国家的要請に基き設立。	希望の家	市	S・26	戦災孤児、浮浪児、要養護児を収容保護。
川内精舎	個 人	S・24	戦災孤児、浮浪児、引揚孤児を里親として救済。これを発展的に推進して養護施設とする。	紀南学園組合		S・26	戦災孤児、薄幸な児童を収容。
北光社ふくじゅ園	社 福	S・24	キリスト教団牧師等が戦災孤児収容施設を開設。	チハヤ養護園	宗 教	S・26	僧侶である創立者が、敗戦後のみじめな子供達をみて幸せな生活ができるようにと設立。
吉敷愛児園	社 福	S・24	尼僧が、巷にあふれる孤児を1人、2人と育てるうち、児童の養護育成を決意。	のぞみの家	社 福	S・26	東京福音教団の許可のもとに、米人私宅に、日米混血児1名を収容した。
加茂愛育園	社 福	S・24	創立者の祖父伝来の私邸を開放し、淨財を提供して戦災孤児救済の目的のもとに創設。	高萩臨海学園	社 福	S・26	現理事長が戦後の悲惨な子どもの問題に感じ、里子として3名の児童を受託養育したのに始まる。
みどり寮	社 福	S・25	既述	三愛園	個 人	S・26	設置者は巷に浮浪する児童を保護育成することを目的
菊水学園	府	S・25	戦災引揚孤児、浮浪児対策の一環として設立。				
八戸港々学園	市	S・25	市内の戦災孤児、浮浪児の収容。				
二葉園	社 福	S・25	戦災孤児救済のため自宅を開放して収容保護を始める。				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
鳴門市愛児園	市	S・26	に私財を投じて施設を建てる。 母子世帯および戦争孤児と称せられる児童は社会的・経済的に恵まれぬために不良化の傾向強く、これらを善導保護することの必要性を痛感して設置。				設を思ひたが、資金不足のため、開設はS・35年となった。
<b>⑩ 保育所・託児所として発足</b>							
桜ヶ丘学園	社 福	S・26	天理教教会信者があいつどい、飢え苦しむ戦災浮浪児に胸を痛め開設。	二葉保育園部 養護	社 福	M・33	二葉保育園創立。
幸保愛児園	個 人	S・27	宣教師である創立者が、数人の混血孤児を自分の家庭に引きとる。	吾子苑	個 人	大正期	最上山一東寺は「子育ての鬼子母神」が安置されており、各地より子供の心身安泰を祈念しにくる。従って租借徒並びに歴代住職は子供の福祉に親心を示し、大正初期より、農繁期託児所を行ってきた。S・27年宗祖立教開宗700年の記念事業として本施設設立。
函館国子寮	社 福	S・28	S・20年、津太よりの引揚船の中に6名の孤児がいることを知った有志婦人が、これを私宅に引き取ったところに始まる北海道婦人共立愛子会が開設。	聖園天使園	社 福	T・11	同志婦人とともに社会事業を目的とする婦人団体、聖心愛子園をT・9年に結成。保育所、巡回看護養老事業を始める。
親和園	社 福	S・28	既述	日の出善林館	社 福	S・5	創立者は託児所を創設。S・8年経営主体を本派本願寺派福井別院に移して、子供会、婦人宿泊所、職業指導を行う。S・21年戦争で中断していた施設をうけつぎ、大野市広行寺住職が、養護・養老施設を始める。
親和園	社 福	S・28	既述	聖園天使園	社 福	S・6	聖心愛子会の一支部として、保育所、育児施設、養老施設を開設。
童心園	市	S・28	米国児童福祉会CCFの働きかけにより、戦争孤児を収容して開園した。	聖園天使園	社 福	S・6	T・9年設立された聖心愛護会の一事業として発足。聖心愛子会は、東北秋田においてT・9年託児所を開始。当時東北では生活のための人身売買が行われ、殆んどの農村では婦人稼働のため、乳幼児は全くその養育等省みられていない現状に託児所の必要を痛感する。
愛隣園	団 体	S・28	敗戦による孤児・貧困家庭児で義務教育すらうけることができない児童を一人でも多く救い、善導し、就学、職業の補導をなそうと、寺院しき地の一部を借用して発足。	聖園天使園	社 福	S・6	農繁期託児所を継続開設して保育所に固定化した。
防府海北園	社 福	S・29	既述	慶徳寺善隣館 こどもの家	社 福	S・6	現園長とその母とで託児所を開設。S・24年養護施設を併設する。
聖智学園	個 人	S・30	敗戦による孤児・貧困家庭児で義務教育すらうけることができない児童を一人でも多く救い、善導し、就学、職業の補導をなそうと、寺院しき地の一部を借用して発足。	伊奈美園	社 福	S・7	
飛驒慈光園	社 福	S・30	戦後10年を経ていたが、なお都会には戦災孤児等があふれ、当地方でも30数人の孤児が岐阜方面の養護施設に収容されている状態で、明るい社会建設の一員として設立。				
バツト博士記念ホーム	社 福	S・31	基督教児童福祉会(米国)の実験・研究施設として発足。愛隣団養護部に救済されていた戦災・引揚孤児を収容した。				
桜島学園	社 福	S・31	既述				
大滝児童学園	社 福	S・35	創立者は、戦後の孤児・浮浪児の状態をみて、施設建				

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	⑪ 被虐待児及び児童虐待防止法による該当児童の収容			
和進館養護部	社 福	S・7	保育園を設立。S 26年同地内に養護部を設立する。	⑫ 水上生活者の児童、漁業に従事する者の児童			
同朋学園	社 福	S・10	保育園として発足。S 25年養護施設となる。	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
聖園天使園	社 福	S・15	聖心愛子会の高知支部が保育事業及び診療事業を開始。S 21年養護施設設立。	茨城養育院	県	M・39	既述
進修学園	市	S・15	武生仏教連合会経営の託児所として発足。S 21年町営となる。	救世軍機恵子寮	財 団	T・11	T 11年、当時の貧い子殺しを機に児童虐待防止部を設置し、該当児を収容保護。
星光会平和園	社 福	S・16	創立者が、20余年の体験を母体に私費を投じ、保育園舎の一部に設立。	杉並学園	社 福	S・8	既述
更級福祉園	社 福		終戦まで保育園であったものを一部改造して施設とする。	双葉園	社 福	S・8	児童虐待防止法の普及徹底をはかる児童擁護協会が、該当児童収容施設として設置した子どもの家学園が端緒。
古平田学園	社 福	S・23	日蓮信徒である創立者は戦前より保育所養護施設の必要を痛感していたが、S 23年保育所を設立。S 25年に養護施設を設立した。	聖華園	県	S・24	既述
シオン園	社 福	S・23	既存団体慈愛園の一事業として、保育所の経営を目的に本園開設。	親和園	社 福	S・28	既述
新天地育児院	社 福	S・25	乳児預り所として発足。	⑫ 水上生活者の児童、漁業に従事する者の児童			
神愛ホーム	財 団	S・26	教会の付属事業として保育所を開所。後養護施設へ転換する。	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
誠心寮	社 福	S・27	私立保育園開設。S 31年町立保育園設立と同時に、養護施設に転換。	門司ヶ関学園	社 福	T・13	門司港在籍船員乗組員の子弟は、船内より通学し、出港の際は止むなく一時通学を中止し、船内生活中は遊び場所もなく、時々海上犠牲者を出す実情であったので、門司港船員自営組合が設立。
誠心学園	社 福	S・29	戦後の市民生活の物心ともの苦境、浮浪児の姿に心を痛め、家庭経済の再建に働く人々の乳児を預けることを思いたち、小さな乳児預り所として発足。市内有志婦人クラブ会員の手による。	深学寮	市	S・3	漁民部落の主として船住者の子弟を収容する。船住者は陸に家をもたず出漁に全家族が同船するため、長欠児が多かった。
真盛学園	社 福	S・34	農繁期託児所に端を発し、戦時は疎開児童を預り、戦後は里親となって10数人の子を育てたが、家庭的施設の設立を痛感し、私財を投じて施設設立。	尾道学寮	市	S・4	漁業世帯の子弟を就学させるため、村立託児所を開設。
若草学園	社 福	S・38	地域社会福祉の一環として、保育園事業の発展をはかり、当施設を設置。	若松児童ホーム	社 福	S・4	義務教育の長欠、及び危害防止のため海上生活者児童収容の目的をもって、海員児童寄宿舎を市営で設立。
和光寮	社 福		保育園を改築し、養護施設に転換。	日本水上学園	社 福	S・5	水上生活者児童の未就学根絶のため、全寮制度の東京水上小学校を開校した。
				大阪水上隣保館	社 福	S・6	大阪市港区築港地域の市内河川に在住の水上生活者子弟の救済事業として学童4名の収容から始める。産院、保育所、保健所等も設立。
				水上児童寮	市	S・13	水上生活者の児童(主として静生活者)を収容保護す

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
名古屋市水上児童寮	市	S・17	る目的で設立。 名古屋港において荷役する船作業夫の児童たちは船内住居で通学の便を欠き、義務教育に支障があるため、通学の便をよくするため児童を保護収容。	共樂園	社 福	T・13	所、児童健康相談所、歯科診療所、妊娠婦相談所等を併置。
八幡児童ホーム	市	S・29	八幡港在籍の船の児童の福祉のため設立。	フランスの町	社 福	T・13	一住職が仏陀の慈悲による隣人愛をもって、児童の常設託児所、青少年の生活指導訓練などのため、隣保事業開始。
倉岳児童ホーム	町	S・34	漁業世帯の長久児、両親出漁不在中の児童の養護のため設立。	精舍幼稚園	社 福	S・3	創立者夫婦の生涯を通じての社会教育事業の信念と実践とによって始めた。貧困家庭子女実務教育を目的として「目白女学校」「子供の家保育園」を開設。
海の子中学寮	財 団	S・37	大阪港湾を中心とした船内居住者のうち、中学に在籍する児童のみを収容する。船は停泊場所が定まらず、通学困難なため、不就学、怠学児、不良児との交友など問題が多いため、大阪港湾福利厚生協会が設立。	砂町友愛園	社 福	S・5	S・6年鮮チ融和の聖旨により韓国人未就学児の小学校教育、幼児保育、また幼稚園、母子宿泊所、授産所も設置。
<b>(3) 総合施設・セツルメント・隣保事業、社会教育、貧児教育</b>							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	みのり園	社 福	S・8	財団法人豊野村教化団体施設事業助成会設立。S・15年隣保館、託児所を開設。
四恩学園	社 福	T・4	大阪市内浄土宗寺院子弟有志が四恩報徳会を設立。子供会、慰靈祭を行う。益が崎に米騒動ばっ発し、警察より四恩会は児童対策を依頼され、セツルメントを開始。不就学児の教育、夜間裁縫塾、青少年クラブ、人事法律相談所、消費組合、授産場、理髪場、診療所、宿泊所、保育所を行う。S・22年乳児院として再建。S・23年養護施設新設。	慈友学園	財 团	S・9	創立者が社会改造問題に対処するため社会事業団を設立。浄土宗名古屋寺院を基盤として、保育事業、母子寮、職業紹介所、また触法少年の保護として養護施設経営と広範な社会活動を行う。
南野育成園	社 福	T・8	創立者を中心とした人々の参加により協会を設立。農村隣保事業、文化事業、社会教育等を行う。S・24年養護施設認可。	星美ホーム	社 福	S・14	イタリアの宣教女が、三河島に養護施設、乳児院、保育園、裁縫学校、語学塾、日曜学校を開設。カトリックの精神に基づく、児童の収容保護、心身の育成、技能の修得などに尽力した。
マハヤナ女子園	社 福	T・8	宗教大学社会事業研究室の学徒によるセツルメント運動の実験場として、地区の不就学児等のために夜学部、相談部、調査部を設置。	興望館杏樹学荘	社 福	S・15	勤労に従う人々の資質向上を目的として開設。S・19年強制疎開に伴い、出征母子、幼児のために収容の家とした。
津山二葉園	個 人	T・10	児童保護事業として、託児	庄内厚生館	社 福	S・21	戦後、下積の人たちの相談相手になることを願い、未

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
美吉野園少年寮	社 福	S・23	亡人を対象に職業補導施設を開設。	中 心 学 園	社 福	S・20	児の収容保護を目的とし開設。
林 鎮 園	社 福	S・24	社会情勢の要請にもとづき、生活困窮者緊急生活援助事業並に生活保護法による総合社会事業施設(町立、民生委員会委託経営)を創立。措置児童の激増に対応するため、県当局の要請により、隣保館である第三善隣館に併設。	救世軍愛光園	財 団	S・23	恩賜財団同胞援護会本部直営の虚弱母子施設として事業開始。S・23年より養護施設に転換。
久山町五十鈴寮	町	S・25	和洋裁の職業補導を目的とした村立共同作業所内の一間に、養護施設設立。				終戦後駐留軍基地となった吳市において、婦女子の転落を救済するため、婦人と乳幼児を収容保護する目的をもって事業開始。S・28年、年長女子の保護育成を目的に養護施設に転換。
精 華 学 院	社 福	S・29	T・2年僧職にある創立者は同志4人とともに明照淨濟会を創立。無料職業紹介所、宿泊救援、孤児保護、教化訓育、事業を開始。T・5年公民館、S・8年保育園、S・22年母子寮、S・29年養護施設設立。				
愛生郷成園	社 福		愛生郷が社会事業の総合施設として、宿所提供的、母子寮、保育所、診療所等のほか乳児院を経営するにあたり、収容者のうちで養護施設に措置を必要とするものが多數あったので設立。				
<b>⑩ 母子保護・妊娠婦保護・母子世帯</b>							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
東光学園	社 福	T・9	英国宣教師が、婦人及び乳幼児教済事業を開始。一時運営を中止し、S・21年より事業再開。	広 畑 学 園	社 福	S・23	里親として3名の児童を養育したのが始まり。S・24年養護施設となる。
天 心 寮	社 福	T	母性教育及び乳幼児の健康相談を開始。小児保護協会として妊娠婦・乳幼児・学令期児等の心身保護事業を組織的に行う。巡回産婆、巡回看護婦をおき託児所も開始。	光 嶺 寮	社 福	S・24	宗教法人光嶺院の教化育成事業で、里親制度により里子を養育したのが始まり。
松葉保護園部	社 福	S・2	既述	川 内 精 舍	個 人	S・24	既述
日 照 養 德 園	社 福	S・14	支那事変の拡大に伴い地域の会社、工場等における従用工員中に異常妊娠子女が続出、これら妊娠及び不義	四 宮 学 園	個 人	S・27	里子をあづかったのを機会に、個人で創立。私財をもってこれにあてる。
				合 茅 庄	社 福	S・27	S・25年現苑長が里親として登録、要養護児30名を収容した。
<b>⑪ 施設卒業生のアフターケアのための施設</b>							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
羽 連 野 荘	社 福	S・25	養護施設羽野中学卒業生で身寄りのない就職生、進学生のための施設として設立。	霞 台 青 年 寮	県	S・28	義務教育を終了した要保護児童のアフターケア施設として設立。
大阪府立白鳥学園	府	S・30	養護施設の中学校卒業の子弟を収容して、職業訓練所に通わせている。	房総双葉学園	財 団	S・31	義務教育を終了した里子、施設収容児童で他に職を求めるものを収容し、職業の

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
柏葉荘	社 福	S・34	修得、就職と生活訓練をする目的で発足。 養護児童アフターケアセンター(青少年育成施設)の設置が必要との社会的要望があり設立。	神戸真生塾	社 福	M・23	濟のため設立。
<b>⑯ 乳児施設・幼児施設</b>							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
聖母会天使の園	社 福	T・12	M 44年 フランシスコ修道会の修道女7人が病院を開設。出産後死亡した患者の乳児を収容したのが設立動機である。	神戸報國養護院	社 福	M・25	M 22年秋、米価が大暴騰し巷に横溢した窮民を収容。市内キリスト教信者が神戸貧民救済義会を設立。M 26年収容者の大部分に生菜を得させるに至ったので、孤児救済に一新する。
恵明学園	社 福	S・21	恵明学園乳児部より送られた幼児を主体として養護および保育を行う。	聖母愛児園	社 福	M・32	育児施療院を開設。広く困窮者の教育につとめる。
清心慈愛園	社 福	S・24	カトリック司祭が聖フランシスコ・ザベリオ渡米400年記念事業として乳児園を開設。S 30年養護施設に転換。	讃岐学園	社 福	M・32	現在地の裏に面する寺院の境内に貧困行路病人が1人の子供をつれ、頻死の状態にあるところを発見し、親子共に引取り、保護したのが始まり。
子供の家	社 福	S・24	創設者は永く養護施設の寮長として勤務。天皇・皇后の施設訪問を契機に、これを記念として幼児施設を創設。	救世軍世光寮	財 団	M・33	真言宗寺院の協力により香川典獄に収容せられた女囚のつれ子を養育。
近永愛児園	組 合	S・25	町村組合によって乳児院を創設。乳児院における年令超過児等の措置上；S 30年乳幼児養護のため養護施設を併設。	聖心愛児園部	社 福	M・39	救世軍は中央区築地に、最初の婦人救済所を設置。T 12年少年法の実施に伴い、委託少女の保護に転換のS 24年再度児童福祉法による養護施設に転換。
鳴鶴学院	個 人	S・25	乳児院を開設。のち養護施設を併設。S 30年養護施設として独立。	神戸実業学院	社 福	M・45	貧困者のために診療所を開設。たまたま診療にきた妻を失い、乳児を抱えた貧困者を、当時院長が宿泊させ一時保護したのが始まり。
峰山乳児院 付設幼児寮	社 福	S・25	乳児院を開設。のち要望にこたへ、2才より学令時までの幼児専門養護施設を付設。	岩内厚生園	社 福	M・45	基督教日本教団の一事業として少年教化の目的をもって設立される。
普惠恵	社 福	S・25	医師である創立者は主に幼少児を収容する目的で設立。	神戸婦人同情会 子どもの家	社 福	T・5	消防組頭であった創立者が、M 31年夜警巡回中、行廻り老人を自宅保護したのが始まり。その後よるべなき老人を取り巻き世話。
<b>⑰ その他</b>							
施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
マリア園	社 福	M・14	仏人修道女等により、日本人子女の教育、貧困者の救	清風園	社 福	T・13	キリスト教主義により婦人の保護収容施設を設置。
				白梅学園	個 人	T・14	市内に悲惨な生活者36名がいることを新聞で知り、宗教活動を通じ救済活動を始め、教官殿下ご成婚の式典を記念して、孤独な老貧者を収容保護するため、養老院を寺内に創設。
							慈善事業としてハンセン氏病患者を10名足らず収容。その後中断し、S 26年保

施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的	施設名	設置主体	創立年	創立時の設置目的
徳島婦人ホーム愛児園	社 福	S・5	育所開設。S・3・5年筑豊地区の炭坑不況による不遇児救済にこたえて養護施設開設。 婦人ホーム事業開始。	山東学園	市	S・	年転換する。 戦時中、和歌山市学童鍛成道場を建築し、その一部を、児童福祉施設とする。
⑨ 設置目的が不明のもの							
カリタスの園 小百合の寮	社 福	S・7	イタリア人宣教師が日本人の教説を信じ、よるべきない老人の養老院設立から出発。	南山寮	社 福	M・19	
ベトレヘム学園	社 福	S・9	カトリック司祭により結核患者の収容施設として発足。その後入院患者の子弟及び遺児の収容援助施設を設立。	博愛寮	社 福	M・20	
光の園白菊寮	社 福	S・10	キリストの愛の精神、日本の文化伝統の正しい点を生かし、平和な祖国建設の一助たらんとの信念に燃え、結核撲滅のため、病院事業として発足。S・2・1年養護施設併設。	平安養育院	社 福	M・39	
双樹学院	社 福	S・10	地方農山村子弟育英のために学塾を創立。	那古寮	都	M・42	
レバノンホーム	社 福	S・16	婦人の保護・更生・教説を目的に事業開始。	天理養德院	個 人	M・43	
恵泉寮	社 福	S・16	簡易療養所を開設。S・2・1年戦災孤児を収容して孤児院開設。	下野三楽園	社 福	T・1	
芝生館希望の家	社 福	S・17	授産場として発足。	名広愛児園	社 福	S・4	
石井記念友愛社	社 福	S・20	岡山孤児院の創設者である石井十次の人格とその事業を永久に記念することを目的として社会福祉事業を行っている。	カリタスの園養護部	社 福	S・10	
成光学園	社 福	S・20	S・1・6年より青少年の勤労精神かん養のため思想啓導と食糧増産を目的に農場開設。終戦後社会事業にはいる。	聖園天使園	社 福	S・12	
横須賀郊外学園	市	S・21	市内英才児童を対象とする学童合宿教育所として開設。	山中星美ホーム	社 福	S・14	
青葉学園	社 福	S・21	私立小学校として発足。S・2・3年児童福祉施設として認可する。	養徳園	社 福	S・22	
仁岡園	市	S・22	生活困窮者と行路病人を収容する目的で創立。	明生学園	県	S・23	
こばと学園	社 福	S・25	養老施設として3・3ヶ町村の議決による発足。S・2・9年養護施設設置開園。	神戸「少年の町」	社 福	S・23	
立正青葉学園	宗 教	S・30	元養老施設を廃して、S・30	松柏学園	社 福	S・24	
				わかば園	社 福	S・24	
				ゆりかご園	社 福	S・25	
				白河学園	社 福	S・25	
				福岡子供の家	個 人	S・25	
				若草寮	県	S・25	
				松本児童園	社 福	S・25	
				白蓮寮	財 団	S・26	
				子持山学園	社 福	S・27	
				普田養徳院	個 人	S・27	
				静岡恵明学園	社 福	S・27	
				松代福祉寮	社 福	S・27	
				恵愛学園	社 福	S・27	
				田川湯山荘	県	S・27	
				八楽児童寮	社 福	S・28	
				亀山学園	県	S・28	
				静岡市若草園	市	S・29	
				青葉寮	個 人	S・29	

施設名	設置主体	創立年
双葉学園	財団	S・30
和歌山学園	個人	S・30
陽清学園	社福	S・30
育松園	市	S・30
若草寮	社福	S・31
釧路まりも園	社福	S・31
ひまわり寮	個人	S・31
聖マツテヤ子供の家	社福	S・31
有隣園	社福	S・32
玉島学園	県	S・32
藤井学園	社福	S・33
和歌の浦学園	社福	S・34
みたけ学園	県	S・34
愛童園	社福	S・36
東京都安房児童学園		